

令和5年度決算



家庭ごみ処理 手数料相当額編

【問い合わせ】

環境都市推進課 ☎(888)5706

各事業の詳細やこれまでの状況などは、市ホームページをご覧ください(広報ID番号 1044677)。

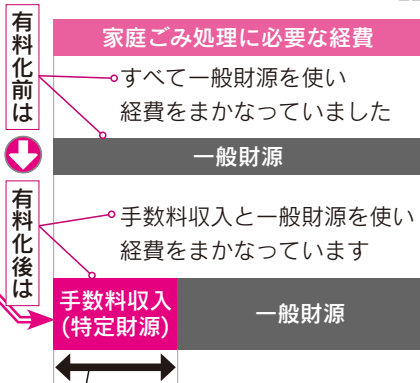
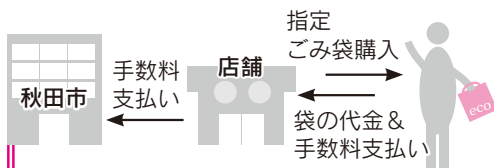
市では、ごみ減量のため、市民のみなさんに家庭ごみ処理手数料を負担していただき、全額を家庭ごみ処理に必要な経費に充てています。この手数料と同額の「手数料相当額」は、条例で使い道が定められ、ごみ減量やさまざまな環境対策に活用することになっています。



総合環境センタープラットホーム

次の世代の負担を減らし、私たちの美しい環境を未来に引き継ぐため、今後ともご協力をお願いします

手数料相当額のイメージ



この分の一般財源の支出がなくなり他の事業に使えることに！

手数料相当額(一般財源) 2分の1を施設整備費の積み立て(右表①)に、残りを家庭ごみ減量などの対策事業(右表②)とその他の環境対策事業(右表③)に使っています

- 令和5年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源化物・水銀含有ごみを除く)は485gです
- 手数料相当額の約半額を毎年積み立てている(右表①)一般廃棄物処理施設整備基金から、令和5年度は2億8,300万円を取り崩し、溶融施設大規模改修事業などの事業費の一部に充当しました

■ 家庭ごみ処理手数料収入(歳入) 4億4,524万8千円
■ 手数料相当額を活用した事業など(歳出) 4億4,524万8千円

歳出の内訳(①+②+③)

歳出の内訳(①+②+③)	
①一般廃棄物処理施設整備基金積立	2億2,262万4千円
②家庭ごみ減量などの対策事業	1億1,722万7千円
ごみ集積所の設置や修繕などに対する町内会への補助	741万4千円
生ごみ処理機などの購入費補助、食品ロス削減の取り組み	494万5千円
資源化物の集団回収を行う町内会などへの奨励金	1,262万5千円
資源化物の祝日収集	1,831万5千円
家庭から排出される古紙類回収の促進・支援	4,325万4千円
ごみ減量説明会・キャンペーンなどによる情報発信	498万4千円
ごみ集積所のパトロールや現場調査・指導	406万3千円
不法投棄防止のパトロールなどの対策	444万2千円
粗大ごみオンライン申し込みの事務委託やシステムに係る経費	89万8千円
家庭ごみ処理手数料収納管理、徴収事務委託やシステムに係る経費	1,628万7千円
③その他の環境対策事業	1億539万7千円
地球温暖化対策事業	
太陽光発電システムや木質ペレットストーブなどの導入費用補助	1,583万1千円
再生可能エネルギー施設のPR、情報発信	232万1千円
エネルギー使用状況の分析による市有施設の効率的運用	1,072万2千円
市有4施設での省エネ設備導入による光熱費削減	831万6千円
スマホアプリ「あきエコどんプロジェクト」のシステム運用	655万5千円
温室効果ガス排出量現況推計による地球温暖化対策の推進	75万1千円
溶融施設の燃料の一部としてバイオマスチップを使用	620万4千円
中小企業などの省エネを促進する設備投資を支援	2,836万3千円
生活環境の保全に寄与する事業	
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析業務委託	847万円
水銀含有ごみの収集運搬・処分に必要な経費	1,786万4千円



介護保険料「口座振替納入済通知書」を1月16日(木)にお送りします

令和6年1月1日から12月31日までに、口座振替でお支払いいただいたかたへ介護保険料納付額をお知らせするものです。6月に介護保険料額決定通知書兼変更通知書でお知らせしている金額は、令和6年4月から令和7年3月までの分のため、今回お知らせする金額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

■令和7年度から「口座振替納入済通知書」を廃止します

納付の確認方法は、振替口座の預貯金通帳の記帳などにより、履歴をご確認ください。

■税の申告のため「口座振替納入済通知書」を利用していたかたへ

社会保険料控除を受けるために介護保険料の納付額を申告する場合、証明書などの書類の添付は不要となります。預貯金通帳などをご確認の上、金額を記入してください。なお、納付額の確認や書面の発行を希望するかたは、介護保険課保険料担当へお問い合わせください。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5672

国保に加入しているかたへ

高額療養費制度

により

医療費の払い戻し

を受けられる
場合があります



世帯1か月の医療費自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。

申請に必要なもの

- ▶国民健康保険の資格を確認できる被保険者証、マイナ保険証など
- ▶振込先の預貯金通帳(世帯主名義)
- ▶運転免許証など、手続きするかたの本人確認書類
- ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類
- ▶医療機関の領収書原本
(受付印を押してお返しします)

申請窓口(平日)

- ▶国保年金課(市役所1階)
- ▶各市民サービスセンター
(中央・東部・南部別館を除く)
- ▶駅東サービスセンター
- ▶岩見三内・大正寺の各連絡所

問い合わせ

国保年金課☎(888)5630

■69歳以下のかたの自己負担限度額(月ごと)

同一の医療機関での1か月の自己負担額の合計が21,000円を超えたものを合算します(院外処方を含む)。入院・外来・歯科は別々に計算します。

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	適用区分	当該診療月以前12か月の高額療養費該当回数	
			1回目から3回目まで	4回目以降(※1)
上位所得者	901万円超	ア	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円
	600万円超 901万円以下	イ	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
	住民税非課税世帯を除く	オ	35,400円	24,600円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

■70歳以上74歳以下のかたの自己負担限度額(月ごと)

個人ごとに、外来、調剤の自己負担額をすべて合算できます。

区分(市民税の課税・非課税別)…適用区分は限度額認定証などでご確認を

課税世帯	医療費の一部負担金の割合が3割のかた	現役並みⅢ課税所得 690万円以上	外来+入院(世帯)	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01 (140,100円(※1))	
				現役並みⅡ課税所得 380万円以上	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01 (93,000円(※1))
非課税世帯	医療費の一部負担金の割合が2割のかた	現役並みⅠ課税所得 145万円以上	外来(個人)	57,600円 (44,400円(※1))	
		一般課税所得 145万円未満(※2)	18,000円	24,600円	
		低Ⅱ	8,000円	15,000円	
		低Ⅰ			

※1 = 過去12か月以内に世帯単位で4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、自己負担額限度額が下がります。

※2 = 世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。